

## 印刷請負契約約款

### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び見本等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約の目的である契約書記載の印刷製本（以下「印刷等」という。）を、契約書記載の納入期限内に契約書記載の納入場所において、発注者に納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 受注者は、印刷等のために使用する材料のうち、受注者において調達するものの品質、銘柄等が仕様書等に明示されていないときは、それぞれ中等以上の品質のものを使用しなければならない。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 仕様書等において別に定めがある場合を除き、仕様書等の記載内容をこの約款より優先するものとする。
- 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

### (権利の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (著作権の侵害の防止)

- 第3条 受注者は、その作成する印刷物が、第三者の有する著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。）を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。
- 2 受注者は、その作成する印刷物が第三者の有する著作権等を侵害したときは、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない。

### (原稿の交付等)

- 第4条 受注者は、発注者から交付された原稿及び見本（以下「原稿等」という。）について滅失、毀損等の事故の生じないよう善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- 2 受注者は交付された原稿等を滅失又は毀損したときは、これにより生じた発注者の損害を賠償するものとする。ただし、滅失又は毀損が発注者の故意又は過失その他発注者の責めに帰する事由により生じた場合又は天災事変その他避けることのできない非常災害による場合は、この限りではない。
- 3 受注者は、発注者から交付された原稿等を、印刷物の納入と同時に返還しなければならない。

### (見本の承認)

- 第5条 受注者は、見本を発注者に提出し、承認を求める必要がある場合においては、受注者は発注者の承認を得た後でなければ印刷等に着手してはならない。

### (納品書等の提出等)

- 第6条 受注者は、印刷物を納入するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、印刷物を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 受注者は、発注者に納入した印刷物は原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。

(検査)

- 第7条 発注者は前条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者の職員をして検査を行わせるものとする。
- 2 前項の検査を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験により検査を行うことができる。
- 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検査に立ち会わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 6 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した印刷物に係る損失は、全て受注者の負担とする。

(引換え又は手直し)

- 第8条 受注者は、納入した印刷物の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した印刷物を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した印刷物を納入しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その印刷物を納入場所において発注者に納入するとともに、第6条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、速やかに検査を行うものとする。
- 5 第7条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

- 第9条 発注者は、第7条第1項又は前条第4項の検査に合格しなかった印刷物について、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

- 第10条 印刷物の所有権は、検査に合格したとき又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその印刷物は、発注者に対し引き渡されたものとする。
- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた印刷物についての損害は、全て受注者の負担とする。ただし、発注者による故障若しくは重大な過失又は天災事変その他避けることのできない非常災害による損害は、この限りではない。

(契約不適合責任)

- 第11条 受注者は、納入した印刷物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(納入期限の延長等)

- 第12条 受注者は、納入期限内に印刷物を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(遅延違約金)

- 第13条 受注者の責に帰すべき理由により納入期限までに印刷物を納入することができない場合において、納

入期限後相当の期間内に印刷物を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、納入した印刷物の一部が第 7 条第 1 項又は第 8 条第 4 項の検査に合格したときは、第 1 項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものとの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
- 4 第 8 条第 2 項の規定により引換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る印刷物が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該印刷物に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。
- 5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。  
(契約内容の変更等)

第 14 条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は印刷物の納入を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。  
(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第 15 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金)

第 16 条 前 2 条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その増加の割合に応じて、契約保証金の額を変更するものとする。

- 2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、発注者は、その差額を納入させる。ただし、次の各号の一に該当するときは、受注者は、さらに納入を要しない。
  - (1) 既納保証金が、変更後の契約金額の 10 分の 1 以上あるとき。
  - (2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の 10 分の 1 以上あるとき。
- 3 発注者は、受注者が契約の履行を全て完了し、第 17 条の規定により契約代金を請求したとき又は第 20 条若しくは第 21 条の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求に基づき 30 日以内に契約保証金を返還する。
- 4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。  
(契約代金の支払)

第 17 条 受注者は、印刷物の納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したとき又は第 9 条第 2 項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、印刷物を分割して納入し発注者の検査に合格したときは、当該納入印刷物に係る契約代金を請求することができる。ただし、仕様書等において納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りでない。
- 3 発注者は、受注者から前 2 項による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に、代金を支払わなければならない。ただし、特別の事由のある場合は、その期間を延長することができる。
- 4 発注者は、前項の期間内に代金を支払わないときは、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、法第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第8条第1項、第2項又は第11条第1項の引換え又は手直し等がなされないとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第18条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
  - (2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
  - (3) 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 福生市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年要綱第35号）第11条の規定に基づく福生市における契約に関する特約書（以下「特約書」という。）第3条第1項第1号に該当する者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
  - (8) 第21条の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
  - (9) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）若しくは同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令若しくは納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第1項の規定により契約が解除されたときは、発注者は、履行部分又は持込み材料に対して相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることがある。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

(協議解除)

- 第19条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 第14条の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
  - (2) 第14条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(賠償の予定)

- 第21条 受注者は、第18条の2第1項第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第18条の2第1項第11号のうち、受注者の刑法198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

- 第22条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第23条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定等)

- 第24条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。ただし、受注者は、この契約書又は仕様書等に明示されていない事項であっても、印刷物の供給上当然必要なことについては、発注者の指示に従い、受注者の負担で行わなくてはならない。